

令和 7 年度 日田市障がい者優先調達推進方針

1 目 的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、市の事務・事業の実施に伴い行う、物品及び役務（以下「物品等」という。）について、障がい者就労施設等からの調達の推進等を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、市の全組織及び施設に係る業務に適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項及び政令等に定める施設等のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

4 調達の対象品目例

（1）物品の例

- ア 食品類（パン類、菓子類、コーヒー、弁当、加工食品 等）
- イ 農産物（野菜 等）
- ウ 日用品（木工製品、和紙工芸、ふきん、ぞうきん、コースター 等）
- エ 記念品・小物類（ストラップ、デコバージュ製品、キーホルダー 等）
- オ 印刷物（押し花名刺、デザイン名刺 等）
- カ その他（バイオディーゼル燃料 等）

（2）役務の例

- ア 清掃・メンテナンス（建物清掃、除草、車の清掃 等）
- イ 選別・検品・リサイクル（農産物選別、加工品検品、牛乳パックリサイクル等）
- ウ その他（メール便、加工・梱包作業、資料整理作業 等）

5 調達の目標

令和 7 年度の調達目標額は、過去の実績額を考慮し次のように設定する。

○物品 3, 0 0 0 円

○役務 5, 4 0 0, 0 0 0 円

6 調達推進の方法

この調達方針の担当は福祉支援課障害福祉係とし、障がい者就労施設等が供給可能な物品等について情報を収集し、各機関に情報提供を行うものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- （1）本方針を策定又は見直ししたときは、市ホームページ等により公表する。
- （2）調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく市ホームページ等により公表する。